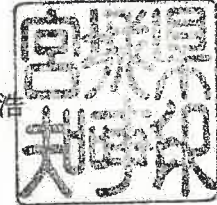


写

環 対 第 3 4 1 号
令 和 2 年 1 0 月 1 5 日

日本風力エネルギー株式会社 代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) 宮城西部風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について (通知)

令和2年8月12日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当

環境生活部 環境対策課

環境影響評価班 颯田

T E L 022-211-2667

F A X 022-211-2696

E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 宮城西部風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、加美郡加美町において、最大で総出力 107,500kW 程度(定格出力 4,200~5,300kW 級、風力発電設備 20~30 基)の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分が流域保全上重要な保安林(水源かん養保安林、土砂流出防備保安林)に指定されているほか、想定区域の一部が鳥獣保護区に指定されており、土砂災害警戒区域(地すべり)など災害リスクの高い地域も含まれている。加えて、想定区域及び近傍には加美町指定天然記念物にも指定されている希少な植物群落が存在している。以上のことから、事業の実施による周辺の自然環境や生活環境などに対する影響及び災害の誘発が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の設定

イ 想定区域は、広範囲が保安林に指定されていること等から「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ(平成 30 年 5 月、宮城県)」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。

このことから、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下、「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、関係機関と十分に協議すること。

ロ 福島第一原子力発電所事故で発生した国の基準以下の汚染廃棄物一時保管場所を想定区域から除外すること。

ハ 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生変化や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガス排出などを踏まえ、それらの環境負荷の低減に最大限配慮すること。

(2) 累積的な影響

本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、必要に応じ事業区域の見直し等を検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民、立地する加美町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、十分な理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による影響

現地調査等により住宅等との位置関係を正確に把握するとともに、想定区域に隣接する

田代高原キャンプ場の利用状況を踏まえ、風車の稼働に伴う騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による生活環境等への影響について調査、予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺は、複数の河川源流部及び沢筋が存在し、水道や農業用水の水源として重要な地域であり、水源かん養保安林や加美町水資源保全条例に定める水資源保全地域に指定されている。工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念されることから、これらの影響に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川等から十分に離隔する等、水環境への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域及びその周辺に存在する二ツ石川、独活沼（ウド沼）及びウトウ沼については、自然景観資源上重要な地形及び湖沼であることから、それらの区域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域及びその周辺には、土砂流出防備保安林、土砂災害警戒区域（地すべり）、砂防指定地及び地すべり地形が存在するため、土石流が発生する可能性のある上流域も含め、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発する可能性について、適切に調査、予測及び評価し、十分な対策を検討すること。重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を想定区域から除外すること。

(4) 動物に対する影響

イ 想定区域には、南奥羽山系カモシカ保護地域が隣接するとともに、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンザル等が生息する。事業の実施による生息環境の変化が考えられることから、これらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。

ロ 想定区域及びその周辺には、希少なコウモリ類が生息する可能性が高いことから、それらの種の生息場所や行動範囲を踏まえ、適切な調査手法を設定すること。

ハ 想定区域及びその周辺には、クマタカ等希少猛禽類の生息及び繁殖の可能性はあるほか、希少猛禽類やガンカモ類等の渡りや移動ルートが存在する可能性が高い。これらのことから、環境アセスメントデータベースの鳥類センシティブティマップ等を用いて、行動圏内部構造、飛翔状況、飛翔高度及び渡りルート等を適切に把握し、調査手法を設定すること。

ニ 想定区域内には、希少な水生生物が生息している可能性が高いため、適切な調査手法を設定すること。

ホ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。

(5) 植物に対する影響

イ 想定区域及び近傍には、特定植物群落「ウトウ沼の沼辺植物群落」、 「ウド沼の沼辺植物群落」が存在し、「ウトウ沼の湿性植物群落」は加美町指定天然記念物となっている。湿性の植物群落は、群落の成立要件として地形的な特異性があり、近傍を改変することで生育環境に重大な影響を与える可能性があることから、確実に影響を回避できるような群落の成立要件を含めて適切に調査・予測及び評価すること。

ロ 想定区域及び近傍に植生調査により植生自然度が高いとされた群落が存在しているため、現地調査により、その群落の区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測

及び評価すること。

(6) 景観に対する影響

イ 眺望点に主要な市街地や集落及び加美町内に多数存在する紅葉の名所を追加すること。また、葉葉山は地域を代表する重要な景観資源であることから、葉葉山がよく撮影される地点について、主要な眺望方向を含めた調査地点を設定すること。その上で、景観上影響の大きい場所は動画を作成し、適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 想定区域に隣接する田代高原キャンプ場における風車の圧迫感について適切に調査、予測及び評価すること。

ハ 視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性を考慮するなど、複合的視点により眺望点の重要性を検討し、調査、予測及び評価すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域及びその周辺にある田代高原キャンプ場、陶芸の里ゆ〜らんどキャンプ場、ふるさと緑の道、ジャパンエコトラックのルート等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(8) 放射線の量による影響

イ 土壌の放射性物質濃度の調査に当たっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壌及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。